

三重県子ども条例（仮称）  
（案）

平成 22 年 12 月  
三 重 県

## 三重県子ども条例(仮称) 案

子どもは、一人ひとりかけがえのない存在である。そして、全ての子どもには生まれながらに豊かに育つための権利がある。それは、ありのまま安心して生きること、虐待やいじめそしてあらゆる暴力や差別から守られること、自らの力を発揮して成長すること、そして、思いや意見が尊重されることである。子ども一人ひとりが人として大切にされ、豊かに育つことができるよう子どもの権利が守られなければならない。

子どもと大人は、共に社会を創っていく仲間である。全ての子どもには自ら育つ力と多くの可能性があり、子どもは自分が受け止められ、認められていると実感することで自己肯定感を高めることができる。そして、子どもは、家庭や学校を始めとする地域社会での経験を通して、人との様々な関わりや多様な価値観に触れ、人を思いやる心や自らの課題を乗り越える力を身に付けることができる。そうして、次の世代を大切に育てることのできる大人へと育っていく。だからこそ、人と人との強い絆で結ばれた地域社会を形成することで、子ども一人ひとりが力を発揮して育つことができる社会の実現が求められている。

私たちは、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもの権利が尊重される社会の実現を目指すこととする。そのため、私たちは相互に連携し、協働して、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組むことを決意し、この条例を制定する。

### (目的)

第一条 この条例は、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりについて、基本理念を定め、並びに保護者、学校等関係者、事業者、県民及び子どもに関わる団体並びに市町の役割並びに県の責務を明らかにするとともに、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、これを推進し、もって子どもの権利が尊重される社会の実現に資することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 子ども 十八歳未満の者をいう。
- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。
- 三 学校等関係者 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く）、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三十四条に規定する各種学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条に規定する保育所、同法第四十条に規定する児童厚生施設その他子どもに関わる施設において業務に従事する者をいう。

(基本理念)

第三条 子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 子どもを権利の主体として尊重すること。
- 二 子どもの最善の利益を尊重すること。
- 三 子どもの力を信頼すること。

(保護者の役割)

第四条 保護者は、前条に規定する基本理念（以下、「基本理念」という。）にのっとり、子どもを大切に育てるとともに、子どもが力を発揮して育つことができるよう努めるものとする。

(学校等関係者の役割)

第五条 学校等関係者は、基本理念にのっとり、保護者、事業者、県民及び子どもに関わる団体並びに市町と協力して、子どもの安全の確保並びに子どもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりに努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、子どもを豊かに育てることができるようにするために必要な雇用環境の整備並びに地域において子どもの育ちを見守り、及び支える取組に努めるものとする。

(県民及び子どもに関わる団体の役割)

第七条 県民及び子どもに関わる団体は、基本理念にのっとり、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関心を持ち、理解を深めることによって、子どもの育ちを見守り、及び支えるよう努めるものとする。

(市町の役割)

第八条 市町は、基本理念にのっとり、子どもの育ちを見守り、及び支える施策の推進に努めるものとする。

(連携及び協働)

第九条 保護者、学校等関係者、事業者、県民及び子どもに関わる団体並びに市町は、前五条に規定する役割を果たすにあたっては、相互に連携し、及び協働するものとする。

(県の責務)

第十条 県は、基本理念にのっとり、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するにあたっては、第四条から第八条までの役割に配慮するものとする。
- 3 県は、前条の規定に基づき、連携し、及び協働して行われる取組を支援するものとする。

(施策の基本となる事項)

第十一条 県は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

一 子どもの権利について、子ども自身を知り、及び学ぶ機会並びに県民が学ぶ機会を提供すること。

二 子どもに係る施策に関して、子どもが意見を表明する機会を設け、参加を促すとともに、子どもの意見を尊重すること。

三 子どもが、自らの力を発揮して育つことができるよう、主体的に取り組む様々な活動を支援すること。

四 子どもの育ちを見守り、及び支えるための人材の育成を行うとともに、保護者、学校等関係者、事業者、県民及び子どもに関わる団体並びに市町が行う活動の促進が図られるよう、環境の整備を行うこと。

(相談への対応)

第十二条 県は、子どもからの相談に対応する窓口を設置し、国その他の関係機関と連携した適切な対応を行うものとする。

(広報及び啓発)

第十三条 県は、この条例についての県民の理解を深めるとともに、その活動を促進するため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

2 この条例の目的及び基本理念の理解を促進するため、毎年11月を啓発月間として定め、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(調査)

第十四条 知事は、この条例の円滑な施行に資するため、子どもの生活に関する意識、実態その他の必要な事項を調査し、その結果を公表するものとする。

(年次報告)

第十五条 知事は、毎年、この条例に基づき県が行う施策の実施状況を評価し、これを年次報告として取りまとめ、公表するとともに、施策への反映に努めるものとする。

(委任)

第十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、〇〇から施行する。